

議会だより

第 166 号

令和 3 年 5 月



各学校で入学式を挙行!!!

4月6日、明和小学校・乙部小学校、乙部中学校で入学式が行われました。

入学された児童・生徒の皆さん方のこれからの学校生活が、楽しく、実のあるものになることを期待しております。

- 第1回定例会で審議して決まったこと …… P.2
- 一 般 質 問 …………… P.4
- 臨時会の開催について …………… P.12
- 委員会の活動報告 …………… P.13
- 議会のうごき …………… P.16

第1回乙部町議会定例会



令和3年度各会計予算などを可決

第1回定例会

令和3年第1回乙部町議会定例会が3月10日に招集され、会期を9日間と決めました。今定例会は令和3年度一般会計予算などの提出案件が計27件あり、いずれも原案のとおり可決しました。
また、町長から令和3年度町政執行方針、教育長から令和3年度教育行政執行方針が示され、3月17日閉会しました。

審議して決まったこと

補正予算

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第10回)

歳入では、普通交付税の追加など、歳出では、公共施設等整備基金積立金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ8820万円を追加し、総額を50億178万6千円としました。

■令和2年度乙部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)

歳入では、前年度繰越金の追加など、歳出では、財政調整基金積立金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ1561万2千円を追加し、総額を5億630万1千円としました。

■令和2年度乙部町介護保険特別会計補正予算(第4回)

保険事業勘定の歳入では、介護給付費交付金の追加など、歳出では、施設介護サービス給付費の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ1238万7千円を追加し、総額を5億844万3千円としました。

介護サービス事業勘定の歳入では、施設介護報酬の追加など、歳出では、おとべ荘指定管理料の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ315万円を追加し、総額を3億167万5千4百円としました。

■令和2年度乙部町簡易水道事業特別会計補正予算(第4回)

歳入では、乙部地区導水管改良事業分の減額など、歳出では、乙部地区導水管改良事業測量設計委託料の減額などを行い、歳入・歳出それぞれ190万円を減額し、総額を1億237万9千4百円としました。

■令和2年度乙部町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)

歳入では、一般会計繰入金金の減額など、歳出では、施設維持管理委託料の減額を行い、歳入・歳出それぞれ77万円を減額し、総額を1億557万2千円としました。

令和2年度乙部町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）

収益的収入では、他会計負担金の追加など、収益的支出では、過年度損益修正損の追加などを行いました。

資本的収入では、道補助金の追加など、資本的支出では、備品等の購入による有形固定資産費の追加を行いました。

条例の改正

乙部町ゆりの里活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥山自治会が管理運営していた、ゆりの里活性化センターの浴場の利用者減少に伴い、運営収支が悪化していることから、安定的な運営を図るため、町が入浴料を徴収し管理運営できるよう、条例の一部を改正したものです。

乙部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、法令の項ずれが生じたことから、条例の一部を改正したものです。

乙部町国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正があり、整理が必要ことから、条例の一部を改正したものです。

乙部町介護保険条例の一部を改正する条例

条例の対象年度と保険料率・額を改めるため、一部を改正したものです。

乙部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙部町指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

乙部町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

乙部町指定居宅介護支援等の事業の指定並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

併せて改正が行われるものであり、法令等の規定により、関連条例の改正を要する可能性があることから、一部を改正したものです。

指定管理者の指定

乙部町立特別養護老人ホームおとべ荘に係る指定管理者の指定

乙部町雑用水施設に係る指定管理者の指定

乙部町立特別養護老人ホームおとべ荘の指定管理者として、社会福祉法人栄和会を、乙部町雑用水施設の指定管理者として、乙部町雑用水施設利用組合を乙部町漁船上架施設の指定管理者として、ひやま漁業協同組合を、いずれも5年間指定することに決定したものです。

契約の締結

役場庁舎耐震改修工事請負契約の締結

2月26日に行われた競争入札の結果を、次のとおり議決しました。

○役場庁舎耐震改修工事

- ・ 契約金額
1億3860万円
- ・ 契約の相手方
(株)林組

諸般の報告

第1回定例会において、会議に先立ち、議長から次の事項について報告がなされました。

- ・ 檜山広域行政組合議会及び南部松山衛生処理組合議会に関する事項
- ・ 系統議長会関係に関する事項
- ・ 監査委員からの例月出納検査報告
- ・ 各常任委員会の閉会中の継続調査事件の報告
- ・ 議会议事報告

議員の派遣

議員2名に招集依頼があったため、令和3年3月24日開催の令和3年第1回檜山広域行政組合議会定例会へ、議員1名に招集依頼があったため、同日開催の令和3年第1回南部松山衛生処理組合議会定例会へ、それぞれ派遣することに決定しました。

令和3年度 予算を可決

令和3年第1回定例会に、令和3年度一般会計をはじめ、各特別会計予算が提案され、予算審査は議員全員による予算特別委員会（明石修二委員長）を設置し、委員会に付託、慎重に審査を重ねた結果、原案どおり可決し、本会議に報告しました。

一般会計では、澤田一幸議員、安岡美穂議員が賛成討論を行い、全ての会計予算が原案どおり可決されました。

予算の詳細につきましては「広報おとべ」5月号に掲載されていますので、省略します。

一般質問

第1回定例会では田中議員、由利議員、倉持議員、安岡議員の4名が質問に立ち、町政に対する考え方を質す、計9項目の質問がありました。

質問

1 安全・安心で持続可能な「まち」づくりを目指して

①財政基盤の充実と未来永劫安全・安心して住み続けられるための「まち」づくりについて

②町民生活を守るための新型コロナウイルスの感染症対策の体制づくりについて

田中義人議員



質問①

暮れました1年は、新型コロナウイルス感染拡大に翻弄され、住民生活は自粛を強いられたことより、地域経済の活性化が損なわれ、町行政としても地域経済を支えるため、様々な施策に積極的に取り組み、町民生活の安定向上に努められた1年であったと確信しております。

しかし、年が明けても

新型コロナウイルス感染症拡大は依然として先行きが不透明とされている中で、町行政は町民生活基盤の安定充実を図るため、良質起債の選択、国・道の補助制度などを有効活用し、かつ事務事業の優先度を常に見極め、行政の推進に努められた結果の証が今日なる町財政基盤の礎であると思っております。

そこで、過疎法の見直

しについてであります。

人口減少が進む自治体に国が財政支援をする過疎法は、2021年度3月末で期限切れとなります。

因みに、自治体が過疎の指定を受けると、借入元利金の7割を国が地方交付税として補填する過疎債を発行できる制度であり、道内でもおよそ8割の自治体が過疎指定を受けているとされ、自治体は係る資金を財源とし、インフラ整備や維持管理などに充当し、行財政運営がなされているものと理解しています。

しかし、国は財政難を背景に、卒業できる自治体には卒業してもらうとして、地方財政への支援を切り詰めたいとされて

います。

過疎地に指定されなくても、財政的に潤沢な財源の確保ができれば心配は必要ないと思う訳ですが、周知のとおり、少子高齢化が進み、人口減少が余儀なくされている実情から、現行法の継続は必要不可欠であると考えます。

財政運営に支障をきたさないように願うものがあります。

持続可能な町づくりを推進し、町民福祉の増進を図るためにも、過疎法について将来的まちづくり構想を見据えたとき、制度の在り方についてどのような認識をされているか、町長のお考えをお聞きいたします。

答弁者

寺島町長

現行の過疎地域自立促進特別措置法が、この令和3年3月末で法期限を

迎えることから、新たな過疎対策法を策定し、総合的な過疎対策の充実・強化を図ることが今国会に議員立法で提出されることとなっております。

その中の指定要件の見直しでは、人口減少を計る起点を3大都市圏への転出ピークだった1960年から、人口流出が落ち着いた1975年に変更され、乙部町は減少率が50%程度であり、継続して過疎地域の指定となる見込みであります。

人口減少に悩み、自主財源に乏しい当町のような市町村にとって、過疎地域指定により過疎債を活用しての継続的な財源確保、元利償還金7割が交付税算入される制度は、財政運営での健全の維持・安定化につながる大きな手法の1つと捉えております。

現在、国から過疎計画等の策定に関する通知はありませんが、想定いたしましたしまして、新年度早々、国からの新たな過疎計画

の方針及び策定要領を受けた上で、策定作業及び調整を行い、北海道との協議を経て、第3回定例会への提出と考えております。

しかしながら、田中議員もご承知おきと思いますが、過疎計画及び過疎債は、過疎地域の自立促進のための有効な施策を検討し、その取り組みに對しての財政支援という位置付けであります。

中長期的視点に立ち、事業効果が将来の世代にも享受されるものとし、現在の財政負担を将来に先送りするものであつてはなりません。

乙部町が将来にわたり持続可能であるために、現在、全課・係から現況と課題点、その対策・効果を整理して過疎計画を取りまとめることとしております。

また、過疎債だけでなく、各種補助制度の有効活用はもとより、辺地対策債、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫事業債、

緊急自然災害防止事業債などの良質な起債制度の積極的な活用を常に検討しながら、さらには各特別立法措置の期間や各種長寿命化計画、公共施設等個別計画等により中長期的な視点で検討し、有効な財源措置を確実に確保し、財政運営に努めてまいります。

安全・安心で持続可能なまちづくりとともに、財政負担を極力将来に残さない正直なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

質問②

2020年度1月、ダイヤモンドプリンセスクルーズ船で感染症が確認されてから1年を経過しているが、未だに依然として新たな感染者が確認され、高齢者や若者の感染も増加の傾向にあり、終息の目処が立たない実態であると思っております。

国は発症状態の分析に

より緊急事態宣言を発令したり、宣言の対象地域外でも同様の規制をし、住民には不要不急の外出自粛要請がなされたりで、国民生活は巢ごもり状態となるも、感染防止対策に懸命に努められていると思います。

こうした状況の下で、さらに病原性が強まってしまう変異種のウイルスも国内で既に感染が確認されており、感染者の急増で医療体制も逼迫し、危機的な状態にあるとされております。

改めてウイルス感染の恐怖を感じざるを得ません。

いつ・どこで誰が感染するのか、自らが感染者となるのかも不明であり、予防対策の基本となる3密の回避やマスク着用、手洗いなどの励行はもちろんのことでありますが、国はワクチンや治療薬の開発、治験が急務とされ、その準備を進められてい

ますが、未だ様々な課題が提起されています。

ワクチン接種を保管期限内に効率良く接種する体制を整備、温度管理、人的配置、接種場所の確保等々を考慮し、優先順位を設け、医師をはじめ医療従事者には3月開始、住民への接種は早ければ3月下旬頃に実施したいという報道がなされております。

接種の手続きや副作用などが懸念されている実情から、町民の皆さんに安心して安全に接種を受けられる体制づくりが急務であると思えます。

町民の皆様に対してきめ細かに情報提供を行い、不安を払拭することが問われていることから、どのような体制づくりを構築するのか、町長のお考えをお伺いします。



萬木副町長

田中議員からは昨年の第4回定例会でもご質問いただきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大は、多少は終息の兆しが見えつつありますけれども、

東京周辺や道内でも依然として感染者の発生が見られており、憂慮すべき状況となっております。そういうことから、町内経済においても大きな影響を受けているなど、厳しい状況も続いていることでもあります。

町としましては、国の臨時交付金制度を十分効果的に活用し、支援対策を今日まで行ってきたております。

また、新年度においてもこの制度を活用し、支援対策を考えているところでもあります。

なお、感染防止対策等につきましては、お陰様で乙部町内においては町民皆様が感染防止のため、

マスク着用、手洗い、消毒や3密の回避などの防止策を徹底され、冷静な対応等を心がけていただき心から感謝をしているところでもあります。

ご承知のように、国においても、感染拡大の防止対策として、副作用等のない安全・安心なワクチン確保に努められ、現在、公的医療機関などの医療従事者等の先行接種を実施しているところですが、ワクチン確保が大変厳しい状況から、当初の予定から相当ずれ込んでいる状況にあり、当町への高齢者等への優先者に対するワクチン配分は、今のところ4月下旬の予定となっております。

なお、ご質問の町民への情報提供及びワクチン接種体制についてですが、ワクチン接種の日程が確定しておりませんが、第1弾として3月号広報で、新型コロナウイルスワクチン接種の概要等について周知をさせていただきます、さらに、4月号

の広報にてワクチン接種券の発送予定のスケジュール、ワクチン接種までの流れ、申請方法など、具体的な内容を周知する予定となっております。

また、ワクチン接種体制等については、現在、関係部署であります町民課、国保病院等で、接種券の送付準備、接種スケジュール、スタッフの確保、接種者等の搬送体制等、具体的な打ち合わせ等を行っており、さらには、ワクチン接種期間も9月くらいまでの長期にわたることも予想されることから、各課若手職員

の応援体制も整えているところでもあります。なお、病院においては、副院長が率先して対応していただくことになっておりますが、ワクチン接種場所の確認、保管用冷凍庫の確保、接種方法の流れ、接種等の受付場所、接種前、接種後の控室の設置等についてはほぼ対応できる状態となっております。

いずれにしましても、ワクチン配付の確実な日程が示されていない中ですが、多くの皆さんがワクチン接種を待ち望んでおられると思いますので、町民皆様が不安のないよう、また、安全・安心

して接種できるよう、内部はもとより、関係機関との連携を図りながら、万全の態勢で対応していかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

質 問

1 GIGAスクール構想のデジタル教科書について

由利慎司 議員



質問①

教育長の執行方針でも触れておられました。デジタル教科書とは、

育委員会の皆様には感謝申し上げます。育委員会の皆様には感謝申し上げます。育委員会の皆様には感謝申し上げます。

ご存じの方も多いかとは思いますが、学校教育法の改正により2019年度から使用できる教材となっております。

そうした中で、乙部町でも早くからGIGAスクール構想のための議論や整備が行われてきております。

また、通信環境の拡充や1人1台の端末の整備など、乙部町、そして教

育委員会の皆様には感謝申し上げます。育委員会の皆様には感謝申し上げます。育委員会の皆様には感謝申し上げます。

低下・睡眠障害などの健康的不安、端末などの有償・無償の問題、活字のない教育の現場になってしまふなど、このようなデメリットも多々ある現状でございます。

コロナ禍でオンラインやリモートに関心がもたれる中で、教育委員会では、今後このデジタル教科書を使用していくのか、使用するのであればいつから実行していくのか、お伺いいたします。

また、デジタル教科書を使用すると、どのような課題や問題点をどのように解決していくのか、お伺いいたします。

答弁者

杉江教育長

議員ご指摘のとおり、デジタル教科書につきましては、学校教育法の改正により2019年度から授業で使える教材とな

りました。

普及を妨げていた要因が、1人1台の端末機の整備でありましたがコロナ禍でGIGAスクール構想が前倒しされ、今年度中に整備されました。

それに伴い、文部科学省では来年度の予算として、学習者用デジタル教科書については、1人1台端末の環境が整っている小中学校などの小学5・6年生と中学生全学年を対象として、1教科分の経費を計上しました。

乙部町におきましても、小中全校で学習者用デジタル教科書実証事業に取り組むこととして、全校が参加希望をしているところであります。

実証事業は、全国規模で教科が偏らない形で行われるため、様々な工夫や課題が出てくるものと思われれます。

また、学習者用デジタル教科書は、学校の授業だけではなく、宿題などを自宅で行うときにも使えるように、クラウド配

信によって供給されることを前提としています。

このため、使用するためには、1人1台端末だけでなく、学校や家庭などに通信環境が整っていることも条件となっております。

乙部町では全校整備済みとなつてるところでございます。

これにより、学習者用デジタル教科書が学校や家庭などでスムーズに使用できるようになり、児童生徒がオンラインで学ぶ環境が確保されることとなります。

もう1つ大きな課題は、デジタル教科書が無償化となるのかどうかという問題です。

1人1台端末は整備されましたが、デジタル教科書は有償という課題は、今のところ自治体や保護者が費用負担すること以外示されていません。

国が教科書無償措置法に基づいて負担する義務教育の教科用図書購入費については、年約460

億円となっております。

そして、文部科学省では、次の教科書改訂時期である2024年度に小学校の教科書改訂を契機とし本格導入をするとしています。

また、児童・生徒がタブレット端末などを学校で一斉に使用したときの通信環境、子どもの健康面への配慮、家庭における取扱いや教員の技能向上も今後解決していかなければならない課題として残されています。

さらには、デジタル教科書が全てとなるのか紙と併用となるのかについても今後の検討課題となっております。

いずれにしましても、政府の経済財政諮問会議では、義務教育学校での学習者用デジタル教科書の普及率を2025年度までに100%にすることを工程表で示していますので、導入に向け支障のないよう課題解決に取り組んでまいりたいと考えています。

お 願 い

議会議長宛の文章や案内状などは、議長の日程調整をする必要がありますので、議会事務局に送付するようお願いいたします。

〒043-0103

爾志郡乙部町字緑町388番地

乙部町議会事務局 宛

質 問

1 情報発信について

- ① 保育所災害区域について
- ② 松山管内洋上風力事業について
- ③ 情報通信技術（ICT）について
- ④ コロナによる介護施設や病院での面会について

倉持 篤 議員



質問①

前回、私からの一般質問で保育所の移設に関する質問をいたしました。その際、増設に留まり移設を考慮するまでに至らなかったと回答をいただきました。

のであれば、どのような回答を行ったのでしょうか。調査アンケート対象でなかったとしたら、この状況を踏まえた今後のお考えをお聞かせください。

答 弁 者

服部総務課長

その後、新聞記事にて、保育所の災害区域についての道内の認可保育所など1,253か所のうち42%に当たる532か所が浸水警戒区域に立地していると、自治体アンケートにて確認されたとの内容がありました。

この調査は、昨年10月から12月に実施と記載されており、乙部町では調査アンケートの回答を行っていたのでしょうか。アンケート回答をした

ご質問の新聞記事は、共同通信の調査をもとに書かれたものですが、乙部町は、自治体情報セキユリテイの強靱化によりメールに添付されていたアンケートが削除されたことから回答に至っておりません。保育園の移転を考えた

場合、昨年配布した防災ハンドブックをご覧いただけるとわかると思いますが、移転先については、津波浸水からの安全だけを考えれば、高台の地域が挙げられます。

また、津波だけでなく土砂災害警戒区域等も考慮しなければなりません。

現在の保育園は、100年に1度の津波浸水想定では、約4m以下の浸水であることから、移転、新築を考えるとより、最短で安全な場所である乙部中学校の3階、約10mに避難する訓練を行っており、このような対策を行っていくことが大切だと思っております。ご理解ほどよろしくお願いたします。

質問②

各新聞記事等では、風車による騒音被害や景観悪化を懸念とし、提案計画が風車の建設場所が海岸に近い、乙部町

は、松山管内洋上風力連絡協議会から脱退と書かれておりました。

町民からは、様々な賛否の意見がある中で、乙部町の海には風車は建設しないにしても、滝瀬海岸や豊浜海岸付近の風車建設時の騒音を懸念している方もいます。

脱退については、どの程度の騒音なのか、景観悪化がどの程度確認されるのかをもっと連絡協議会内で追及した上で判断をするべきとお考えにならないのかをお聞かせください。

また、協議会への復帰対応についてもお考えをお聞かせください。

答 弁 者

寺島町長

檜山沖洋上風力発電建設計画につきましての私の見解は、推進にあたるには、何よりも町民皆さ

んの暮しの安全・安心をしっかりと保たれることであります。

高さ250mを超える巨大な風車が、水深20から30mの区域、つまりは陸から500mから1km程しか離れていない沿岸に建設されるという計画のまま、町民生活に対し騒音や低周波の影響、景観や環境保持に大きな危惧を感じているのは現在も変わりありません。

このことについて、昨秋から新たな情報を得ていないのが現状です。

倉持議員がおっしゃるとおり、乙部町に属さない海域であっても隣接する滝瀬、豊浜地区への懸念から、この問題の当初から申し上げておりますように、風車の高さの20倍の高さの距離を離してほしいということをしつかりと今後も訴えてまいります。

さらには、巨大風車にて発電された72万ないし100万kWもの電力が海上からどのように陸に

送電され、どの地域に配電されるかが明確になつておりません。

このことも町民皆さんにどのような影響があるのか判断できません。

あるいは、北海道でもそうですが、日本国内にしても電力需要の将来的な見込みの上での、洋上風力発電推進と現在稼働している火力発電所や休止している泊原発との電力の安定供給の整合性について、これからの議論になると思っております。

このような情報の乏しい状況下で、檜山沖洋上風力発電の建設の是非は議論できず、ましてや町民皆さんの間で賛否2分してしまうことがあつてはならないと考えております。

協議会では、当町の事情とは異にし、事業推進に向けた法定協議会への移行の意が強いものであり、会を離れる判断に至りました。

現状のままでの推進促進を目的とする協議会へ

の参加は考えておりません。

また、2月に北海道から、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定に係る状況調査がありましたが、「町民の理解が得られていない」により、「国への情報提供を希望しない」と返答しております。

洋上風力発電を含む自然再生可能エネルギーの推進につきましては、気候変動、環境問題、国際情勢、国や道のエネルギー政策、新たな技術革新の課題等、複雑に絡み合っていると考えております。

事業推進を地域の振興策と混同することなく、まず第一に、洋上風力発電所建設の影響により、乙部町に暮らす皆さん一人ひとりの暮らしの安全・安心が将来にわたっても守られて行けるのが最も重要であると捉えております。

質問③

前回の一般質問で、情報通信技術活用での事業内容や進捗状況について質問がありました。

が、ICTのことを町民の方にお話を聞くと、知らない部分が多く、また、実際に至るまでの情報もわからないとのこと話も聞き、不安を抱く方もたくさんいらっしゃいます。

また、各企業においては、以前活用されていた乙部町ポータルサイト、「とべとべおとべ」も現在は更新が無いままで、現在の新しい生活スタイルの中では、「とべとべおとべ」の様な情報発信の場があると各企業にとっては心強いものになるかと思えます。

今一度ICTにつきましましては、具体的な内容を教えていただき、乙部町のポータルサイト的な情報発信が今後行われるのかお尋ねいたします。

答弁者

小松地域振興 対策室長

ICTの活用事業につきましてでは、これまでもお伝えしておりますとおり、今年度から地域課題の洗い出しとその対策について、スマート化推進事業として実施しているところで、乙部町が抱える課題を先進技術で解決すること、そのプロセスが将来的に広域で活用されるのが期待されているもので、令和3年度も引き続き具体的な実証事業を検討していく予定となっております。

情報発信につきましては、以前活用されていた乙部町ポータルサイト、「とべとべおとべ」は、平成27年度まで乙部町地域ICTシステム管理運営組合が開設していたもので、現在は事業期間が終了したため運用されておりません。

しかし、倉持議員のご質問のとおり、各事業所

における情報発信の場は非常に重要だと認識しております。

そのため、現在主流となっているSNSを積極的に活用し、地域おこし協力隊や地域商社が情報発信を行っているところでございます。

また、地域産品のPRなどにつきましては、ふるさと納税ポータルサイトの活用や、地域商社による大手ECサイト（ネットを使ったモノやサービスの販売サイト）への出店を行っているところで

す。今後におきましても、地域情報に関しましては乙部町公式ホームページでの運用を基本としまして、利用者のニーズや時流に沿ったツールを的確に把握し、さらにきめ細やかな情報発信に努めますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

質問④

全国のコロナ新規感染者数は、1月中旬以降は減少傾向となり、入院

者数も減少がみられますが、現在は減少スピードが鈍化しており、下げ止まる可能性があり、今後は再拡大に注意しながら日常生活を送ることとなります。

乙部町民にも少なからず影響が表れていることで質問させていただいたのは、いつ終息するか分からないコロナ感染防止のための策として、病院や介護施設等での面会規制についてです。

不安と戦いながら病院で出産されている妊婦さん、終末期でなければ面会が許されず、親族と会えない高齢者や病気を抱えた方、親族だけではなく、最後に孫や友人と一目会いたくても会えない当事者やご家族の気持ちを感じ胸が痛みます。コロナが終息しない限り、この面会の制限は続くものと捉えています。

そして、この状況について、だれが置かれてもおかしきはないのです。

町には乙部町国保病院やおとべ荘がありますが、現段階での面会の状況を教えてください。

また、リモート面会等できることはたくさんあるはずですが。

患者や利用者に寄り添った対応を、町としてご検討していただきたいです。町のお考えをお聞かせください。

答弁者

品野病院事務長

倉持議員もご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各医療機関では、病院内の密を避けるため電話診療や予約診療を実施しており、入院病棟のある医療機関においては、面会禁止や面会制限が行われております。

当院においても、病院内における感染防止のため、面会制限を実施しており、入院の際に家族への説明で承諾していただいているところでございます。

当院に入院されている患者は、後期高齢者が大半を占め院内感染が発生した場合、重大な影響を受けることとなります。そのため、面会については、患者の容態が重篤な状態になった場合に限り医師の判断により、家族の面会を許可しております。

その際も面会者には、マスク及びエプロン着用、手指消毒、検温の上で面会していただいております。

今後の面会制限について医師へ確認したところ、新型コロナウイルス感染状況、さらには、ワクチン接種の進捗状況により判断されるとし、現時点で制限を解除する時期を明確化することはできないとの見解でありました。

しかしながら、患者にとって身近な家族の存在は特別であり、心強いものであることは十分承知しておりますので、今後も定期的に感染状況の動向を注視した中で、病院として面会対応について検討してまいりたいと考えております。

また、直接面会できない代わりに、倉持議員の質問にもありましたリモートによる面会について、家族がスマートフォンなどを利用したテレビ電話やラインのリモート面会は可能と考えております。

今後、面会制限の期間が長く続くようであれば、病院においてもパソコンやタブレットの通信機器を利用した面会方法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

答弁者

町中町民課長

道内の施設内感染の状況を見ますと、病院同様に入居者に重大な影響を及ぼすことがあります。

さらには、通常の介護サービスが提供できるようになるまで長時間を要し、在宅介護サービス利用者にも影響が及ぶ恐れがあります。

現在、特別養護老人ホームおとべ荘では、病院同様に面会規制を行っており、あらかじめご家族に対して文章や電話によるご案内を行っております。面会の方法ですが、現在の指定管理委託先であるノテ福祉会の指針に基づき、パソコンや携帯電話を利用した遠隔による面会を推奨しております。また、パソコンや携帯の利用ができない方、または面会規制を知らずに面会に来られた方への対応としては、マスク着用、検温の上、玄関先

の窓越しによる面会を実施しております。

今後のコロナ感染状況を見守りながら、引き続き

き対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

質 問

1 口腔ケアの推進について 2 生活保護について

安岡美穂 議員



質問①

町は町民の健康保持増進のために予防接種や各種検診・検査・ヘルスアップ事業・各種疾病予防対策・健康づくり事業等、多岐にわたる事業に取り組んでいます。

さらに健康寿命を伸ばすために、口腔ケアの重要性を周知してもらうことや、定期的な町民歯科検診、できれば無料受診券の発行も含めて、必要と思いますが、如何でしょうか。

特に高齢者には加齢により、飲み込む力・噛む力・滑舌などで口腔機能が低下すると食事にも影響するので大切です。

様々な視点からフレイル、健康な状態から介護が必要な状態になっていく中間の段階といえますか、このような対策の一端として、まず、健口教室・歯科健診から始めては如何でしょうか。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策もようやくワクチン接種にこぎつけたところであります。

なかなか人を集めてどうするとかということができない状況になっていきますので、各種事業を推進していく中で考慮していただければと思いますかどうか、伺います。

答 弁 者

町中町民課長

口腔ケアは、健康長寿実現のために重要な取組みであると認識しております。

歯科検診、無料受診券の発行が必要ではとのことですが、毎年75歳以上の方に実施しているお達者健診の問診では、固いものが食べにくい、汁物などでむせるかと、咀嚼や嚥下機能についても質問しており、チェックされた方には保健師や栄養士による口腔ケア指導や体操等を行っております。

また、一部自己負担とはなりますが、後期高齢者歯科検診を活用し、75歳のための歯と口の健診として、75歳を迎えた方を対象に、歯科検診・口腔状態・かみ合わせ等をチェックする事業を、町内の歯科医院の協力を得まして新年度新規事業として計画しております。

次に、フレイル対策として健口教室をとのことですが、お達者いきいき教室、これは週1回開催している介護予防教室ですが、この教室では、言語療法士による指導や体操などを取り入れ、口腔機能低下予防に取り組んでおります。

加えまして、乙部町健康増進計画の活動目標の1つに、歯を大切にしようを掲げ、口腔の健康が要介護状態の予防、脳の活性化などにもつながることから、適切な歯磨き指導や定期的な歯科検診など、歯と口の健康意識の向上に取り組むこととしております。

町民の皆様への周知方法としましては、既存の各種教室や各地区サロンなど、高齢者が多く集まる場での講話、広報の活用、因みに4月号では、健康増進計画の定期的な歯科検診を受けようと、先ほどお話ししました75歳のための歯と口の健診についての記事を掲載し

ておりますので、どうぞご覧ください。
今後は、現在取り組んでおります各種事業の実、そして、新規事業である75歳の歯科検診への取組みをきっかけに、高齢者の歯科検診対策を充実させ、健康長寿実現を目指してまいります。

質問②

生活保護は働いているかどうかに関わりなく生活に困った時、国民の誰もが憲法第25条、最低生活の保障を請求できる制度であります。

昨年6月、参院決算委員会での国会質問で、安倍前首相は、生活保護を権利と認め、ためらわずに申請してほしいとの答弁に、厚労省は昨年末に、生活保護は国民の権利というようリーフレットを作成しホームページで申請を呼びかけました。
特にコロナ危機下で仕事を失う人・収入減であっ

たり、病気の発症等もあります。

しかし、申請のハードルになっているのが親族への扶養照会です。

この点も田村厚生労働大臣が、それは義務ではないと国会答弁で認めています。

町は、生活保護の申請・相談窓口としての役割を担い、その業務と保護決定は道が行っています。

この際、親族への扶養照会をやめて本当に困ったときに安心して保護が受けられるよう、道に働きかけていただきたいがどうか、伺います。

答弁者

寺島町長

生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度であり、北海道が実施機関として、保護の決定、実施の事務を執り行い、

町が窓口業務等を行っております。

生活保護は、本人が所有する資産や能力等全てを活用した上でも、生活に困窮する人を対象としておりますので、各種の社会保障施策による支援、不動産等資産、扶養義務者による扶養、稼働能力等の活用が前提とされております。

北海道に確認いたしましたところ、扶養照会につきましても扶養義務者が高齢の場合やDV等、扶養義務の履行が期待できないと判断される場合は、照会していないとのことでございます。

ですので、保護申請等の際は、個々の事情を丁寧に聞き取るとともに、地域の民生委員等とも連携し、真に生活保護が必要の方が申請をためらうことのないよう、引き続き適切に対応してまいりますのでご理解願います。

臨時会を開催

第1回臨時会

1月8日に開催され、次の案件を審議し、原案のとおり可決しました。

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第8回)

歳入では、財政調整基金取崩しの追加など、歳出では、町民「スマイル商品券」給付事業委託料の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ8834万2千円を追加し、総額を49億514万1千円としました。

第2回臨時会

2月18日に開催され、次の案件を審議し、原案のとおり可決しました。

■令和2年度乙部町一般会計補正予算(第9回)

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加など、歳出では、学生オンライン環境整備支援交付金の追加などを行い、歳入・歳出それぞれ844万5千円を追加し、総額を49億1358万6千円としました。



町政はあなたのために

－議会を傍聴しましょう－

○町議会の定例会は年4回(3・6・9・12月)開催されます。

○町の臨時会は、必要に応じて随時開催されます。

★★★ 次の定例会は、6月です ★★★



委員会の活動報告

総務民教常任委員会

■調査の経過

令和3年2月16日総務課関係職員の出席を求め、資料及び現地説明（明和小学校・防災資機材等備蓄センター）を受け調査した。

なお、明和小学校においては、近藤教頭に現地対応の協力をいただいた。



明和小学校の段ボールベッド保管の様子

■調査の結果又は概要（意見）

○防災資機材の保管状況について（現地調査）

防災資機材は主に平成25年3月に整備された防災資機材等備蓄センターに保管されており、それまで分散保管されていた資機材や炊き出し釜・発電機・簡易トイレ・簡易ベッドのほか、土嚢袋・ロープ・大鍋・毛布・水などが収納され、その後もエンジンポンプ・土嚢製作器を購入している。また、地域づくり総合交付金事業により、毛布・発電機等を、さらには、過疎地域等自立活性化推進交付金事業により、ポータブルストーブ・ガス台等も購入している。北海道胆振東部地震後は、発電機・備蓄食料品

等を、今年度は、宝くじの防災コミュニティ助成事業により、避難所ベッド・段ボールベッド・折りたたみ担架を購入し、防災資機材等備蓄センターと明和小学校に保管している。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策関連として、手指消毒剤・ペーパータオル・マスク・室内用テント・パーティション・折りたたみベッド・折りたたみ避難マット・敷き毛布マット等を整備しているところであるが、全国的な需要過多により一部納入に遅れが出ている。

なお、発電機・発電機用ガソリン・LED投光器・コードリール等の一部は、主に避難場所として使用する可能性が高い、高齢者ふれあいセンター・生きがい交流センター・栄浜ふれあいセンター・

元和交遊館・とよはま地区センターにも常備されているとのことであり、防災担当者は、常に他の被災地の避難状況の情報を参考に、各種交付金や助成制度等の活用を模索し、必要となる防災資機材の確保に努めている。

明和小学校の現地調査においては、体育館内の倉庫等を有効活用し、小スペースでありながらも教職員の協力により、整理整頓がなされ、適正な保管状況にあった。

加えて、防災資機材の組立展開図等の掲示もされており、誰もが迅速に対応ができるよう準備が整っていた。

また、防災資機材等備蓄センターの現地調査においても、整理整頓がなされ、適正な保管状況にあったが、コロナウイルス感染症対策等も重なり、防災資機材の保管量は年々

増加していることから、建設当時と比較すると保管スペースはかなり狭小になってきている。

今後多種多様な防災資機材の適正管理（食料品の保管に必須となる湿気対策等も含む。）に対応すべく、収納スペースの拡大を図るため、2階部の増築等の検討や明和小学校の例を参考に防災資機材の組立展開図等の掲示も必要であると思慮される。

この度の調査においては、全95種、約3万8千点にも及ぶ町の防災資機材が町内9箇所に保管されていることを資料確認することができた。

現在の備蓄状況であれば、当面は一定程度（2〜3日）の避難対応は十分可能と思われるが、今後も引き続き防災資機材の適正なる確保と保管・管理に努められたい。

なお、危惧すべきは災害時における交通網の確保であり、特に鳥山から栄浜へのアクセスには大きな課題がある。

洪水・津波・越波等により、交通障害が発生した場合、国道に代わる道路の整備や林道の活用（安全性に問題あり）を検討するにしても、容易に解消される問題ではない。

また、町の北部地区においては、避難拠点となりえる明和小学校への安全・安心な道路網の確保が必須であり、問題解消にあたっては、少なくとも町道三ツ谷潮見線の拡幅等（車両交差のための一部待避所の整備等）が必要であると思慮される。

今後は、備蓄された防災資機材を如何にスムーズに活用できるかが課題であり、災害発生時においては、役場職員を派遣

できない避難場所も想定されることから、ベッド組立の研修等、マニュアル化やイメーজづくり（人づくり）が大切である。

地域との連携について シミュレーションを重ね、北海道南西沖地震等の過去の教訓を生かし、民間との連携強化、さらには情報共有により、町職員及び町民に対する防災意識の高揚を図るための取り組みを積極的に進めていただきたい。



備蓄センターで説明を受ける委員

産業建設常任委員会

■調査の経過

令和3年2月17日建設課・産業課関係職員の出席を求め、資料や現地での説明を受け調査した。

なお、潜水漁業推進機器整備事業等についての現地調査場所は、ひやま漁協となることから、2月2日に明石産業建設常任委員長から林議長宛に「行政視察対応の要求について」を行うとともに、林議長からひやま漁業協同組合工藤幸博代表理事組合長宛に「行政視察について（ご依頼）」を行い、乙部地区ナマコ振興協議会工藤智司会長、ひやま漁協田畑乙部支所長他の関係者に現地対応の協力をいただいた。

■調査の結果又は概要（意見）

○市街地1号線局部改良工事及び潜水漁業推進機器整備事業等について（現地調査）

①市街地1号線局部改良工事について

（現地調査）

町道の市街地1号線局部改良工事は、国道229号線と道道乙部港線を結ぶ、狭小区間の30mを3m拡幅し、舗装改良したものであり、全体工事費3,443千円を要し、令和2年10月27日に工事完成に至っている。

過去には交通事故等の発生事例もあり、地域住民からも道路拡幅を切望されていたことや、隣接する民家が解体され、用地取得も容易となったことから、安全性を重視し、道路改良を行ったものである。

現地調査においては、

拡幅改良により道路幅が一定化され、さらには道路用地外の民地も一体取得したことから、隣接取得地を雪捨てとして有効活用し、見通しの悪さが解消されたことを確認できた。

また、町道元町1号線（津花側）及び町道元町2号線（元町側）との変則交差部の安全性の向上も期待される反面、道道乙部港線との交差部においては、下り坂（勾配は未改良）形状となっており、道路幅が一定化されたことにより、通行車両が優先度を誤認し、不停止走行する可能性も危惧されている。

道路管理者である町としては、安全対策を考慮し、一時停止の道路標識の設置要望を行っているが、必要性については公安委員会が判断するところであり、未だ設置には

至つておらず、町独自に看板を設置し、注意喚起の要請に留まっているとのことであった。

今後も安全対策を重視し、粘り強く継続要望すると共に道路の維持管理には万全を期すようお願い。



工事後の市街地1号線の様子

②潜水漁業推進機器整備事業等について

(現地調査)

潜水漁業推進機器整備事業については、漁協青年部乙部支部が取り組ん

でいるナマコ・アカモク採取のための潜水漁業への支援事業（60%補助）であり、令和2年5月7日に完成したことから、その状況について現地調査を行った。

全体事業費は5,995千円であり、潜水漁業に必要なポンベの充填用コンプレッサー等一式を整備したものである。

乙部地区ナマコ振興協議会の工藤会長の現場説明では、機器整備によりポンベ充填口が2口から5口に増設され、コンプレッサー能力も大幅に増強されたことから、従来使用していたひやま漁協所有の機器と比較すると空気の充填時間が大幅に短縮（1時間で1本から20分で1本）され、コスト（維持補修費等）削減にも繋がり、経費負担はもとより作業効率も向上し、青年部員一同から感

謝の意が示されており、ナマコ振興協議会との連携作業にも大いに役立っているとお話を伺った。

また、1日2～3回の潜水は、身体への負担が大きく、潜水病のリスクと危険も伴う作業であり、安全対策には細心の注意をもつて万全を期すよう、常時、潜水浮上時における減圧の徹底等を用意喚起し、潜水病の防止啓発に努めているとのことであった。

なお、現地調査においては、整備機器やその他の潜水器材等が整理整頓され、適正管理がなされていたが、設置場所はプレハブ棟であり、その出入口も強風の影響により、扉の開閉に支障をきたし、防犯面や施設の長期の維持管理等も考慮すると不安視されることから、今後、建物整備を検討されることを望む。

ナマコ種苗生産機器整備事業については、漁協乙部支所の全組合員で組織する乙部地区ナマコ振興協議会が取り組むナマコ種苗生産のための支援事業（90%補助）であり、令和2年5月25日に完成したことから、その状況について現地調査を行った。

全体事業費は7,552千円であり、ナマコ種苗生産作業の一環として、1年間海中に投入される育成力ゴを再利用するため、付着物の除去に必要となる力ゴ洗浄機外附帯設一式を整備したものである。

工藤会長の現場説明では、従来、育成力ゴの洗浄作業は、夏場の炎天下において、全て手作業で行っていたが、会員数の減少により作業時間も増加し、特に高齢会員にとつては重労働であり、熱中

症等による救急搬送事例もあったことから、今回の機器整備により洗浄作業労力が大幅に軽減され、作業効率及び安全性の向上が図られたとして、会員一同、大変感謝しているとお話を伺った。

また、ナマコ種苗生産の取り組みは7年目を迎えるとのことであり、採苗収容数の減少や育成力ゴ目合等の変更等の思考錯誤を繰り返しながらも、採苗技術を進歩させ、年々種苗生産率の向上や種苗の大型化を遂げてきており、密漁の罰則規定の強化（上限3,000万円）による資源保持にも期待しつつ、ナマコ資源増大を目指し懸命に取り組んでいる現状も伺うことができた。

改めて、その事業成果が漁業資源の回復と安定化に実を結ぶことを期待するところである。



ナマコ種苗生産機器の説明を受ける委員

なお、潜水漁業推進機器整備事業及びナマコ種苗生産機器整備事業に係る町補助金の財源確保にあたっては、事業完成後においても北海道地域づくり総合交付金の事業採択を目指し、12月補正予算において5,300千円の財源充当がなされ、町費負担が軽減されたことも、大きな成果であり、今後も各課連携の下、より効果的な町財政の運営に努められたい。

議会のうごき

- R 3. 2. 3 檜山町村議会議長会定例会（江差町）
- R 3. 2. 16 総務民教常任委員会（閉会中の継続調査）
- R 3. 2. 17 産業建設常任委員会（閉会中の継続調査）
- R 3. 2. 18 令和3年第2回乙部町議会臨時会、議員全員協議会
- R 3. 3. 3 総務民教常任委員協議会・委員会
議会運営委員会
産業建設常任委員協議会・委員会
- R 3. 3. 10 令和3年第1回乙部町議会定例会（第1号）
- R 3. 3. 11 議会運営委員会
- R 3. 3. 16 令和3年第1回乙部町議会定例会（第2号）・予算特別委員会（1日目）
- R 3. 3. 17 予算特別委員会（2日目）・令和3年第1回乙部町議会定例会（第3号）
- R 3. 3. 24 令和3年第1回南部桧山衛生処理組合議会定例会（江差町）
- R 3. 3. 24 令和3年第1回檜山広域行政組合議会定例会（江差町）



新年度が始まりましたが、新型コロナウイルスは未だに新規感染者が出ています。

そんな中ですが、徐々にワクチン接種も始まってきています。

町民の皆さんにおかれましては、これまで同様の感染対策を意識し、あと少し頑張っていきたいと思います。

今後も、議会の様子を「分かりやすく・読みやすく」をテーマに編集に努めてまいりますので、皆さんのご意見等をお聞かせください。

【議会だより編集委員】

委員長 田中義人
副委員長 明石修二
委員 安岡美穂
委員 米坂貞男